長久手市福祉の家条例の一部改正について

1 目的

令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、 これまで条例の規定の中において、福祉の家温泉交流施設利用料金(入泉料)に 係る消費税の取扱いに関する記載がなかったため、これを明確にするため改正を 行います。

2 改正後の影響

消費税増税分を温泉交流施設利用者に負担いただきます。

3 参考

(消費税込価格)

区分	H14.12.16	H22.6.1	H26.4.1	H26.7.1	R1.10.1 (素案)
一般(市外)	700 円	700 円	700 円	700 円	720 円
青あったかぁど	550 円	550 円	550 円	500 円	510 円
赤あったかぁど	(青、赤の区 分なし)	450 円	450 円	400 円	400 円
子ども	400 円	400 円	400 円	300 円	300 円
備考	オープン、 消費税 5%	赤・青あった かぁど導入	消費税 8% (*1)	入湯税廃止	消費税 10% (* 2)

- *1 増税分は、㈱長久手温泉が負担
- *2 あったかぁどデーを年4日から年5日に増加